

# 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和42年省令第29号）の一部改正について

平成19年12月  
国土交通省  
道路局路政課

## 1. 改正の背景

開発道路に係る占用料の額については、開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和42年建設省令第29号）別表において、所在地区分（全国の市町村を甲地、乙地、丙地に区分）ごと、物件ごとに規定されていますが、近年の全国的な地価水準の下落や、市町村合併の進展等の現状を踏まえ、占用料の額の見直しを行います。

## 2. 改正の概要

開発道路に係る占用料の額について、別添のとおり改正します。

（主な改正点）

- 占用料単価全般（定額物件（電柱、ガス管、上・下水道管等）は水準の引き下げ、定率物件（高架下の駐車場等）は水準の引き上げとなります。）
- 地下埋設管の管径区分（現在の6区分から9区分に細分化）等

## 3. スケジュール

公布予定 : 平成20年 1月

施行予定 : 平成20年 4月